

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第31号

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イの産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、同号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに畜産業又は水産業を行う個人に係る事業税に関する静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることにより、過疎地域の産業の振興を図り、もって過疎地域の持続的発展及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(事業税の課税免除)

**第2条** 省令第1条第1号イに規定する期間内に、産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）については、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次に掲げる事業税を課さない。

- (1) 法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から3年以内に終了する各事業年度について、当該各事業年度の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税
- (2) 個人事業者が特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又はその翌年以後2年以内の各年について、当該各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税

2 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）の属する年以後の各年（この項の規定により事業税を課さないこととした最初の年又はその翌年以後4年以内の各年に限る。）のその者の所得金額に対しては、県税条例第3条の規定にかかわらず、事業税を課さない。

(不動産取得税の課税免除)

**第3条** 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、県税条例第3条の規定にかかわらず、不動産取得税を課さない。

(固定資産税の課税免除)

**第4条** 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後取得したものに限る。）に対しては、県税条例第3条の規定にかかわらず、市町が最初に固定資産税を課すべき年度又はその翌年度以後2年度以内の各年度の固定資産税を課さない。

（課税免除に係る届出）

**第5条** 前3条の規定に該当する者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（規則への委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例の廃止）

2 静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例（平成29年静岡県条例第31号）は、廃止する。

（静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）

第2条第1項の区域内において旧条例第1条に規定する特別償却設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、旧条例の規定（第2条第2項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。